

高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの健全育成のため、町内会等が設置する遊び場等の整備に対し補助金を交付することにより、子どもの遊び場や居場所の充実を促進することを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 事業開始前の施工箇所等の写真
- (4) 施工業者等の見積書の写し及びカタログ等
- (5) 土地所有者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第4条 市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付決定書(別記様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助申請者」という。)が、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)を変更又は中止しようとするときは、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金変更承認申請書(別記様式第3号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しその承認を受けなければならない。

(変更の決定)

第6条 市長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否又は補助金の交付内容の変更を決定し、その内容を高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金変更決定書(別記様式第4号)により補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金実績報告書(別記様式第5号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に関する収支決算書
- (2) 施工業者等の工事請負契約書、請求書及び領収書の写し
- (3) 完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業が完了したことを確認のうえ、補助金を交付するものとする。

(交付請求等)

第9条 補助申請者は、前条による審査完了後、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

2 補助金の交付は、補助申請者の希望する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、補助申請者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
<p>主に地域住民に開放され、継続的に子どもの利用に供することを目的に補助対象者が設置する遊び場等（過去5年間にこの補助金の交付を受けた施設を除く。）の整備</p>	<p>町内会、まちづくり協議会、商店街振興組合、その他市長が特に必要と認める団体</p>	<p>次の各号に掲げる費用の合計額とし、同一年度内に実施し完了するもの。ただし、高山市緑化推進事業補助金等他の補助金との併用はできないものとする。</p> <p>(1) 遊び場の新設又は修繕等に要する経費</p> <p>(2) 安全柵の新設、修繕又は撤去に要する費用</p> <p>(3) 遊具等の新設、修繕又は撤去に要する費用</p> <p>(4) 遊び場内の緑化等の環境整備に要する費用</p> <p>(5) その他市長が必要と認める整備に要する費用</p>	<p>補助対象経費の4分の3以内とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p>	<p>1施設につき75万円</p>

年 月 日

（あて先）高山市長

住所

団体名

代表者（氏名）

印

連絡先

高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付申請書

下記のとおり高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金の交付を受けたいので、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の高山市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1. 事業名	
2. 補助事業に要する経費	円
3. 所在地	
4. 補助金交付申請額	円

添付書類

- ・位置図
- ・配置図
- ・事業開始前の施工箇所等の写真
- ・施工業者等の見積書（写）及びカタログ等
- ・土地所有者の承諾書（任意様式）
- ・その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

高山市長

高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付決定書

年 月 日付けで申請のありました高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

1. 決定事項 交付 ・ 不交付（理由 ）

2. 交付決定額 円

3. 条件等

年 月 日

（あて先）高山市長

住所

団体名

代表者（氏名）

印

連絡先

高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付けで決定を受けた高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱5条に基づき、申請します。

記

1. 事業名

2. 変更内容 変更前

変更後

3. 変更（中止）の理由

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

高山市長

高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金変更決定書

年 月 日付けで申請のありました高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金変更承認申請書について、下記のとおり決定したので、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 決定事項 交付（内容の変更） ・ 中止

2. 変更内容 変更前

 変更後

年 月 日

（あて先）高山市長

住所

団体名

代表者（氏名）

印

連絡先

高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた高山市地域の遊び場づくり支援事業を完了しましたので、高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱7条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業に要した経費 円
2. 補助金の額 円
3. 補助事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 添付書類
 - ・ 補助事業に関する収支決算書
 - ・ 施工業者等の工事請負契約書（写）及び請求書（写）、領収書（写）
 - ・ 完成写真
 - ・ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（あて先）高山市長

住所

団体名

代表者（氏名）

印

連絡先

高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付請求書

高山市地域の遊び場づくり支援事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 事業名

2. 請求金額

3. 振込先

金融機関 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合 (支)店

口座番号 (普通・当座)

(フリガナ)

口座名義